利益の処分又は損失の処理に関する書類
（平成28年９月29日）
（単位：百万円）

科目	金額							
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益（又は当期未処理損失）	△　4,144	0	△　2,816	33	1	29,911	—	22,986
当期総利益（又は当期総損失）	△　724		111	33	1	29,911		29,334
前期繰越欠損金	△　3,420		△　2,927					△　6,347
Ⅱ　利益処分額（又は損失処理額）								
積立金		0		33	1	29,911	—	29,947
Ⅲ　次期繰越欠損金	△　4,144		△　2,816					△　6,960

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　科学技術企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都港区西新橋３丁目23番11号

３．理事長の氏名及び住所　甲田　　彰　東京都港区西新橋３丁目23番11号

４．実施事業所の名称及び所在地　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　茨城県那珂郡、原子力健康保険組合　茨城県那珂郡、一般財団法人原子力機構互助会　茨城県那珂郡、国立研究開発法人理化学研究所　埼玉県和光市、科学技術健康保険組合　埼玉県和光市、国立研究開発法人科学技術振興機構　埼玉県川口市、公益財団法人日本分析センター　千葉県千葉市稲毛区、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　東京都調布市、科学技術企業年金基金　東京都港区、国立研究開発法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市、国立研究開発法人日本医療研究開発機構　東京都千代田区、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　千葉県千葉市稲毛区

５．設立認可年月日　平成28年10月１日

６．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　科学技術厚生年金基金　東京都港区西新橋３丁目23番11号

平成28年10月21日

東京都港区西新橋３丁目23番11号
科学技術企業年金基金
理事長　甲田　　彰

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～30歳位の男性、身長172cm、死後１～３週間前後経過と推定、カーキ色袖なしパーカー、黒色半袖Ｔシャツ、白色ブリーフパンツ、白色スニーカー

上記の者は平成28年９月25日美浜町早瀬所在の早瀬港防波堤灯台から真方位11度3800m付近の海上で発見されました。身元不明のため火葬に付し遺骨は保管しています。心当たりの方は、美浜町住民環境課まで申し出てください。

平成28年10月21日

福井県　　美浜町長　山口治太郎

公示送達

石巻広域都市計画事業石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを宮城県石巻市穀町14番１号にある石巻市復興事業部市街地再開発整備課事務所内にある縦覧場所において縦覧しています。

平成28年10月21日

石巻広域都市計画事業
石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　石巻市
代表者　石巻市長　亀山　　紘

記

１　送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　志野　幸八
住所　宮城県石巻市石巻仲町119番地の３
氏名　平塚　國子
住所　宮城県石巻市中央一丁目９番21号
氏名　石巻衣類株式会社
住所　宮城県石巻市石巻仲町101番地

２　通知の内容
石巻広域都市計画事業石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、使用し、又は収益することを停止します。

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、石巻市を被告として（訴訟において、石巻市を代表する者は石巻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

警視庁多摩中央警察署長
司法警察員警視　大田　晃央

平成20年第453号詐欺被疑事件（第６号）　１．現金23万6,000円

平成20年第453号詐欺被疑事件（第７号）　１．現金30万1,000円

平成20年第453号詐欺被疑事件（第８号）　１．現金48万2,000円